

計画表

定期点検

整理番号	橋梁名	路線種別	路線名	橋長[m]	架設年度	供用年数	橋種	保全面	健全性判断区分		対策工法									
									判定区分	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	
1	八間堰橋	その他	市道第1-95号線	35.0	1971	51	SRC橋	予防保全面	II											
2	馬場台橋	その他	市道第1-451号線	180.0	1994	28	鋼橋	予防保全面	II											
3	新弁天橋	その他	市道第3-380号線	49.9	2004	18	PC橋	予防保全面	II											・横桁断面修復工 ・地覆断面修復工 ・A2橋台断面修復工
4	4-22橋	その他	市道第4-73号線	27.7	1986	36	鋼橋	予防保全面	II											
5	塗戸大堰橋	その他	市道第4-81号線	31.2	1986	36	鋼橋	予防保全面	II											
6	4-26橋	その他	市道第4-99号線	15.2	1986	36	PC橋	予防保全面	I											
7	4-28橋	その他	市道第4-102号線	15.2	1986	36	PC橋	予防保全面	I											
8	4-30橋	その他	市道第4-104号線	15.2	1986	36	PC橋	予防保全面	I											
9	4-32橋	その他	市道第4-106号線	15.2	1986	36	PC橋	予防保全面	I											
10	宮淵橋	その他	市道第4-123号線	16.7	1981	41	鋼橋	予防保全面	II											
11	梶内橋	その他	市道第4-126号線	15.9	1981	41	鋼橋	予防保全面	II											
12	八代橋	その他	市道第4-129号線	15.7	1982	40	鋼橋	予防保全面	II											
13	4-40橋	その他	市道第4-131号線	15.7	1982	40	鋼橋	予防保全面	II											
14	龍ヶ岡陸橋	その他	市道第4-26号線	30.1	1989	33	PC橋	予防保全面	II				・床版注入工							
15	往還橋	2級	市道第II-1号線	35.5	1972	50	鋼橋	予防保全面	II											
16	朝日橋	その他	市道第6-3号線	36.6	1973	49	PC橋	予防保全面	II											
17	学校橋	その他	市道第6-260号線	33.0	1971	51	鋼橋	予防保全面	I											
18	7-2橋	その他	市道第7-288号線	71.0	1982	40	RC・PC橋	予防保全面	II											・床版注入工 ・P3橋脚断面修復工 ・省座打替工
19	7-3橋	その他	市道第7-345号線	33.4	1982	40	RC橋	予防保全面	II											・床版注入工 ・舗装打替工・床版防水工
20	7-4橋	その他	市道第7-362号線	33.7	1982	40	RC橋	予防保全面	II											・床版注入工 ・P1橋脚断面修復工 ・舗装打替工・床版防水工
21	7-5橋	その他	市道第7-437号線	57.2	1982	40	PC橋	予防保全面	II											・主桁PC注入工 ・A2橋台断面修復工 ・舗装打替工・床版防水工
22	久保台歩道橋	その他	市道第7-327号線	95.9	1989	33	PC橋	予防保全面	II											・床版注入工 ・P1橋脚断面修復工 ・主桁PC注入工
23	7-8橋	1級	市道第I-2号線	114.5	1982	40	RC・PC橋	予防保全面	III											・主桁断面修復工 ・床版注入工 ・A2橋台断面修復工
24	8-2橋	その他	市道第8-3号線	137.2	1993	29	PC橋	予防保全面	III											・床版打換工 ・支承取替工 ・地覆断面修復工
25	藤ヶ丘陸橋	その他	市道第8-1号線	22.6	1992	30	PC橋	予防保全面	II											・A1,A2橋台断面修復工 ・舗装打替工・床版防水工
26	8-5橋	その他	市道第8-1号線	48.1	1996	26	鋼橋	予防保全面	II											・主桁、床版、P3橋脚塗装 ・塗替工 ・支承金属溶射工 ・舗装打替工・床版防水工
27	8-6橋	その他	市道第8-1号線	48.1	1996	26	鋼橋	予防保全面	II											・主桁、床版、P2橋脚塗装 ・塗替工 ・支承金属溶射工 ・添架物塗替工

※判定区分については補修費用があまり生じない維持工事対応の判定区分IIをIにする。

【判断区分】

区分	段階	状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態
II	予防保全	予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
III	早期措置	構造物の機能に支障が生じている可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
IV	緊急措置	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態